

## 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について



# 戦没者の遺骨収集事業

## 概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨收容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	收容遺骨概数	約128万柱
	未收容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により收容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未收容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による收容遺骨数 約34万柱

令和4年3月末日現在

## これまでの遺骨収集事業の推移

第1次  
昭和27年～32年

第2次  
昭和42年～47年

第3次  
昭和48年～50年

昭和51年  
～平成17年

平成18年～  
平成27年

平成28年～現在

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万  
2千柱

- 旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- 専ら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）を收容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後、遺族や戦友による独自活動継続

- 旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施（6年計画）。
- 航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施（昭和48年度～：2/3補助、平成13年度～：3/3補助）

- 遺骨收容に国民の関心が高まったこと（横井庄一氏救出）、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る（3年計画）。

- 相手国の事情等で收容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

- 遺骨情報の減少等により、收容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未收容遺骨の集中的な情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

・收容遺骨数  
約1万2千柱

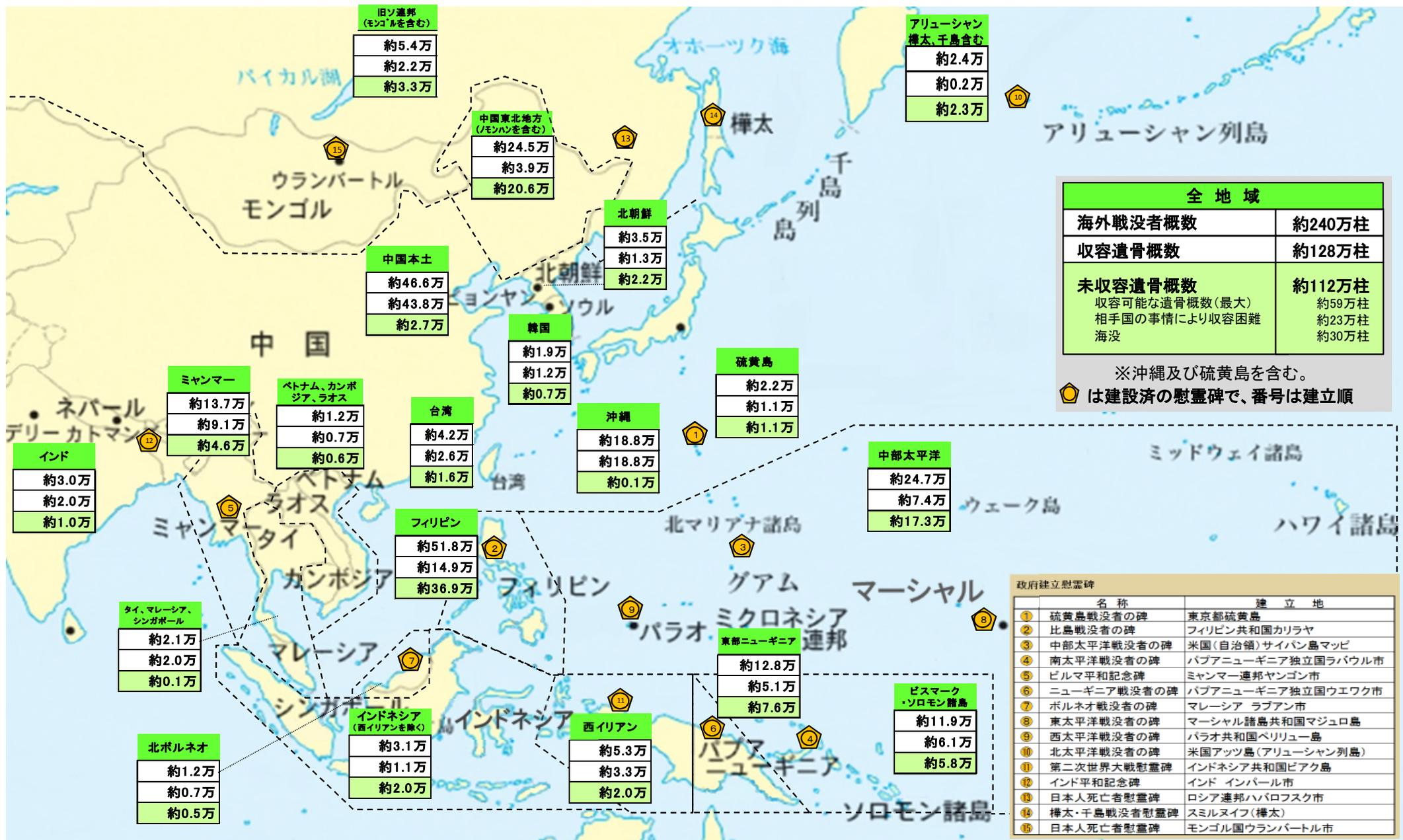
・收容遺骨数  
約11万5千柱

・收容遺骨数  
約10万柱

・收容遺骨数  
約8万6千柱

・收容遺骨数  
約3万2千柱

# 地域別戦没者遺骨収容概見図(令和4年3月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

# 収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

## 1. 過去5年間の収容遺骨数（令和4年3月末時点）

### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
旧ソ連	209	112	61		
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	209	112	61	0	0

### 【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
硫黄島	17	42	11	46	24
沖縄	7	18	56	57	49
中部太平洋	124	98	264	2	195
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	12	30			
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	91	42			

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還しDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

地 域	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ビスマーク・ソロモン諸島	457	494	5		
インド	3				
千島・樺太・アリューシャン	18	2	7		
中国東北地方 (ノモンハンを含む)					
台湾・北朝鮮・韓国					
ベトナム・カンボジア・ラオス					
米国（戦争捕虜人墓地）					
地域不明	1				2
南方等 小計(柱)	730	726	343	103	268
				105	73
合計(柱)	939	838	404	103	268
				105	73

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
- ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

## 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- ・ 令和3年度は、当該戦略に基づき定めた「令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 引き続き、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。

### ○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ 場所及び名簿の情報がある57埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、調査が実施できなかった。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- ・ 57埋葬地の名簿登載者数 4,760名

### ○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は調査が実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- ・ 令和4年度以降、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

# 令和3年度及び4年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

## (コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

### 各国の入国制限等の現状

- 令和4年6月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル1(十分注意してください)が発出されている。
- 遺骨収集の対象国については、入国制限が緩和されつつあるものの、一部で入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(渡航後の隔離など)がかかっている状況(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)

### 令和3年度の派遣実績

- 硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を22回、収集派遣を2回実施し、24柱の遺骨を収容。  
収集派遣は壕内に入り、密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- 令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に係る遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施。
- 令和3年11月から12月にかけて、米国内の在外公館が保管している日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の2柱相当の検体を送還。
- 令和4年1月及び2月にマリアナ諸島にて現地調査・遺骨収集派遣を実施し、195柱相当の検体を送還。
- 令和4年3月にパラオ諸島にて現地調査を実施。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。

### 令和4年度の取組

- 国内の硫黄島の派遣は、国内の感染状況等を踏まえ派遣。沖縄は「戦没者遺骨収集情報センター」において実施。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。  
※令和4年度は、インド、マリアナ諸島、パラオ諸島及び東部ニューギニアに現地調査派遣を実施済。
- 引き続き、今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。

# 硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数：21,900人 収容遺骨概数：10,540柱 未収容遺骨概数：11,360柱

## 概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

## 実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで143回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
収容遺骨数	17	42	11	46	24

<派遣回数数の推移>

	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
調査等	30	24	23	20	22
収集	2	3	4	3	2

## 令和3年度の取組状況

- ・ 令和2年度に引き続き以下の取組を実施。
  - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
  - ②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
  - ③滑走路地区における、面的なポーリング調査による地下壕の探査
  - ④改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

# 沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,537柱（うち、政府による遺骨収集数：52,041柱） 未収容遺骨数：599柱

## 概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
  - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
  - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

## 実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,041柱の遺骨を収容した。
- ・ 令和3年度末までに合わせて187,537柱の遺骨を収容した。

(参考) 沖縄戦没者数 188,136人(沖縄県推計)

- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※) 令和3年度予算 約26百万円  
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
7	18	56	57	49



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子  
(土中の遺骨を確認中)

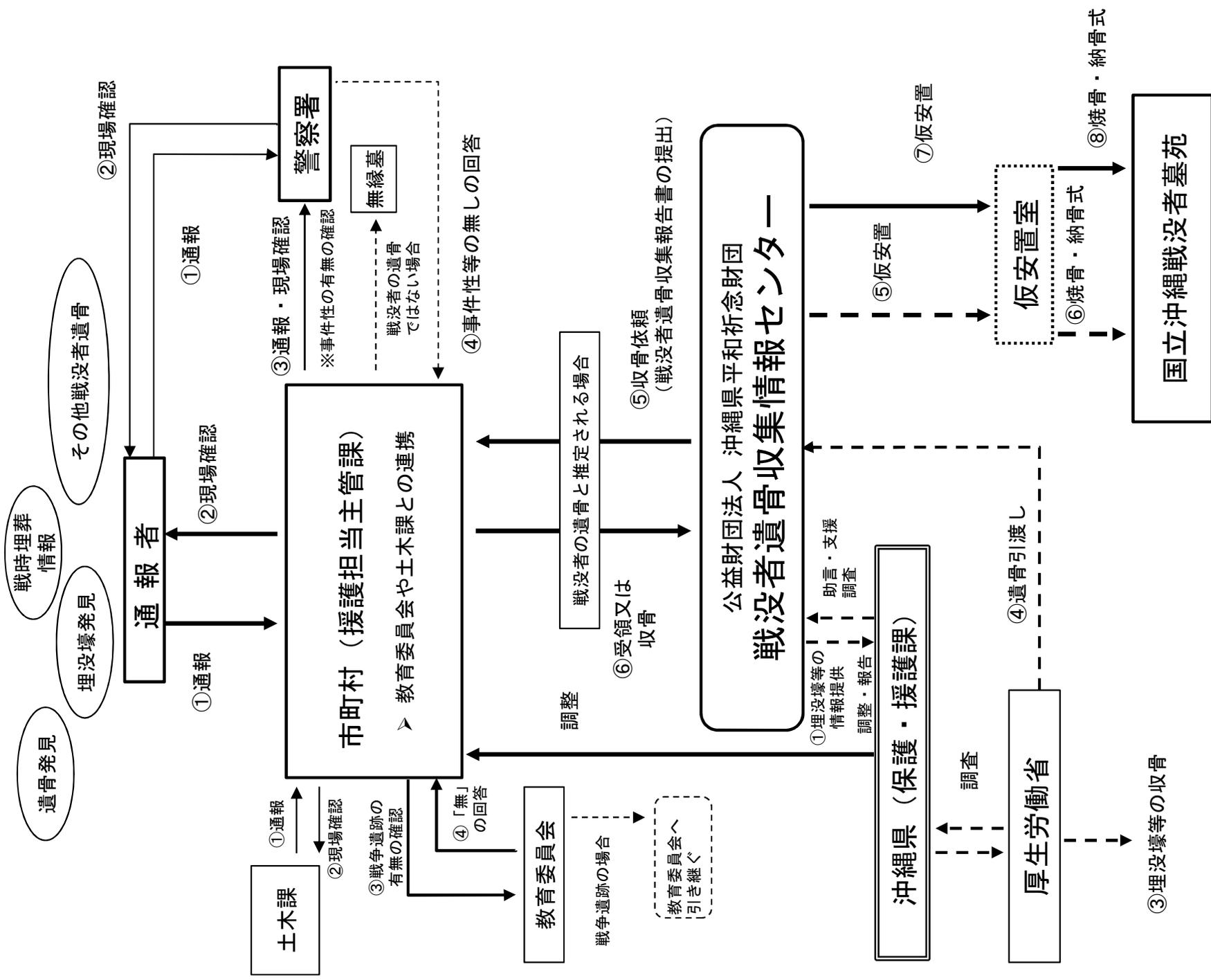


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子  
(埋没した構築壕の位置を特定中)

## 令和3年度の取組状況

- ・ 令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所(糸満市、八重瀬町)のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。
- ・ 沖縄においては、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓(※)由来の遺骨の可能性があるとという特殊性を踏まえ、遺骨収集手順書(別冊沖縄編)を作成した。 ※沖縄に古来からある自然壕等を利用した墓のこと。

# 戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

# 各地域の取組状況 ①

## 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 53,000人</li> <li>・収容遺骨概数 18,750柱</li> <li>・未収容遺骨概数 34,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（57か所）を保有。</li> <li>・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。</li> <li>・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。</li> <li>・令和3年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルスの影響により、調査が実施できなかった。</li> <li>・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。</li> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、派遣が可能と判断された地域から現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。（令和4年度8月から9月にかけてカザフスタンにおいて現地調査等を実施予定）</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 1,700人</li> <li>・収容遺骨概数 1,500柱</li> <li>・未収容遺骨概数 200柱</li> </ul> <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の埋葬地を除き概了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。</li> </ul>

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 812人</li> <li>・収容遺骨数 0柱</li> <li>・未収容遺骨数 812柱</li> </ul> <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。</li> <li>・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。</li> </ul>
--------------------	---	---	---

## 各地域の取組状況 ③

### 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 188,136人</li> <li>・収容遺骨数 187,537柱</li> <li>・未収容遺骨数 599柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。</li> <li>・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。</li> <li>・令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所（糸満市、八重瀬町）のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施。</li> </ul>
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,900人</li> <li>・収容遺骨概数 10,540柱</li> <li>・未収容遺骨概数 11,360柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収集を実施。</li> <li>・令和3年度は24柱を収容。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回遺骨収集団 中止</li> <li>第2回遺骨収集団（10月） 10柱</li> <li>第3回遺骨収集団（11月） 14柱</li> <li>第4回遺骨収集団 中止</li> </ul> </li> <li>※第1回、第4回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。</li> </ul>	<p>令和4年度は左記「基本的方針」に基づき令和4年4月28日に決定された「実施計画」を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容</li> <li>②平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査</li> <li>③滑走路地区における面的なボーリング調査による地下20m程度までの地下壕の探査</li> <li>④滑走路地区周辺の地下壕の閉塞地点の先の地下壕の有無の調査</li> <li>⑤改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地（半面）における地下壕の調査、などを継続して行う。</li> </ul> <p>令和4年7月から8月にかけて第1回遺骨収集を実施予定。 11</p>

## 各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 137,000人</li> <li>・収容遺骨概数 91,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に遺骨収集を行う予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響及びミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。</li> <li>・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> <li>・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済み）。当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染状況及びミャンマー国内情勢の今後の状況を踏まえ、可能な範囲で早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収容・鑑定プロセスの説明などを行っていく。</li> <li>・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。</li> </ul>
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 20,000人</li> <li>・収容遺骨概数 520柱</li> <li>・未収容遺骨概数 19,480柱</li> </ul> (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 55,300人</li> <li>・収容遺骨概数 29,230柱</li> <li>・未収容遺骨概数 26,070柱</li> </ul> (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 15,500人</li> <li>・収容遺骨概数 10,510柱</li> <li>・未収容遺骨概数 4,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨（3柱）あり。サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。テニアンで収容し保管中の遺骨（86柱）あり。</li> <li>・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・令和4年1月、2月にサイパン、テニアンで現地調査・遺骨収集派遣を実施し遺骨の検体（195柱相当）を送還した。また4月から5月にかけてテニアン、7月にグアムで現地調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年8月にサイパン、テニアンで現地調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,500人</li> <li>・収容遺骨概数 250柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,250柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タラフ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。</li> </ul>
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 16,200人</li> <li>・収容遺骨概数 9,210柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,990柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂協議中（検体送還の規定も追加）</li> <li>・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島（集団埋葬地情報）も取り組むこととしている。</li> <li>・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。</li> <li>・令和4年2～3月及び5月に現地調査を実施。遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書が締結された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。</li> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年7月から8月にかけて現地調査を実施予定。</li> </ul>
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 5,900人</li> <li>・収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,800柱</li> </ul> (ウォーレイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 4,900人</li> <li>・収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。</li> <li>・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染確認国からの渡航者は一部の例外を除き、令和4年7月31日まで入国禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜島については地権者との合意が必要</li> <li>・沈没艦船については収集を実施予定。</li> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 127,600人</li> <li>・収容遺骨概数 51,420人</li> <li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パプアニューギニア国立博物館で保管中の収容遺骨あり。</li> <li>・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・令和4年7月に現地調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年7月の現地調査を踏まえ、今後の実施を計画予定。</li> </ul>
ビスマルク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,750柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。</li> <li>・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約280柱）あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合国側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。</li> <li>・令和4年6月にソロモン国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> <li>・日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 30,000人</li> <li>・収容遺骨概数 19,960柱</li> <li>・未収容遺骨概数 10,040柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月にインド外務省とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。</li> <li>・新型コロナウイルスの収束後、早期に現地調査・遺骨収集事業を再開するべく、令和3年12月に、在印大が現地の事前確認等を実施。</li> <li>・令和4年4月に、ナガランド州で保管中の日本人戦没者と思われる遺骨の形質鑑定及びインド側と今後の現地調査・遺骨収集を実施する上で必要な調整のための派遣を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年9月に現地調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,000人</li> <li>・収容遺骨概数 6,910柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（確度が高くない）</li> <li>・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施。</li> </ul>
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> </ul> <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。）</li> <li>・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されているが、新型コロナウイルスにより派遣を実施できない状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。</li> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,000人</li> <li>・収容遺骨概数 20,200柱</li> <li>・未収容遺骨概数 800柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> <li>①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。</li> <li>②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。</li> <li>③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,400人</li> <li>・収容遺骨概数 6,900柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> </ul> <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> </ul> <p>※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> <li>①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。</li> <li>②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑨

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアン（西部ニューギニア等）を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 84,400人</li> <li>・収容遺骨概数 44,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた（協定の効力は3年間）。 令和4年6月両政府間で前記協定の有効期間を更に3年間延長することに合意。6月21日、署名が行われた。</li> <li>・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により派遣を中止し、それ以後も同理由により派遣を行うことができない状況。</li> <li>・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。</li> </ul> <p>※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定）を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の延長後、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、インドネシア政府と協議を行い、年次活動計画等を提出し必要な許可を取得した上で、今年度内の事業の再開を目指しているところ。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 518,000人</li> <li>・収容遺骨概数 148,530柱</li> <li>・未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	<p>&lt;協力覚書締結後の遺骨収集事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進め、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月より事業を再開した。</li> <li style="padding-left: 20px;">※平成30年度：現地調査2回（ルソン島）</li> <li style="padding-left: 20px;">令和元年度：現地調査1回（ルソン島）</li> <li>・協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に検体を採取し日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている（検体以外の部位はフィリピン国立博物館（以下、「NM」と記載）に保管）。</li> <li>・令和3年7月に、フィリピン外務省等関係機関とオンラインによる「計画会議」（当該年度の事業内容を説明する会議）を開催し、新たな遺骨収容・鑑定プロセス等を説明。</li> <li>・令和4年6月に、現地に職員を派遣して「計画会議」を実施し、令和4年度の事業計画案を説明。</li> </ul> <p>&lt;日本送還済みの遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> </ul> <p>&lt;NM保管遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書以前に収容され、NMに保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨）については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;協力覚書締結後の遺骨収集事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、令和4年6月の「計画会議」の結果を踏まえて調整を行い、7月から8月にかけて現地調査を実施予定。</li> </ul> <p>&lt;日本送還済みの遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。</li> </ul> <p>&lt;NM保管遺骨への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き形質の確認作業を実施し、検体採取後、DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 465,700人</li> <li>・収容遺骨概数 438,470柱</li> <li>・未収容遺骨概数 27,230柱</li> </ul> <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 245,400人</li> <li>・収容遺骨概数 39,330柱</li> <li>・未収容遺骨概数 206,070柱</li> </ul>	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。</li> <li>・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。</li> </ul> <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。</li> <li>・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。</li> </ul>	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。</li> </ul> <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における新型コロナウイルスが収束後、ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。</li> </ul>
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ウォツゼ島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 19,200人</li> <li>・収容遺骨概数 3,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 16,200柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域においては、ウォツゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。</li> <li>・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島（米軍基地）の立入調査には米軍側の許可が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。</li> <li>・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の新型コロナウイルスの感染状況のほか、外務省等関係行政機関と連携し、現地の治安情勢を踏まえ派遣を調整する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 2,600人</li> <li>・収容遺骨数 320柱</li> <li>・未収容遺骨概数 2,280柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。(現在は無人島) 米国側から、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要とされている。</li> <li>・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。</li> <li>・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。</li> </ul>
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。</li> <li>・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和4年3月末日時点)	現状・課題	今後の予定
<p>地域不明</p> <p>※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。</li> <li>・令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。</li> <li>・その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の検体（2柱相当）を本邦に送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。</li> </ul>

## 令和4年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和4年3月  
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和4年度における戦没者の遺骨収集事業の実実施計画を以下のとおり定める。

### 1. 南方等戦闘地域

#### 【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン14班、インドネシア4班、その他地域8班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、カチン州、ザガイン地域、チン州、シャン州	10月上旬 ～ 10月中旬
	シャン州、マンダレー地域、マグウェイ地域、ラカイン州、バゴー地域西部	11月上旬 ～ 11月下旬
	チン州、モン州、バゴー地域東部	12月上旬 ～ 12月下旬
	カヤー州、カレン州北部、カチン州、ザカイン地域東部、マグウェイ地域北部	1月上旬 ～ 1月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	4月下旬 ～ 5月中旬
	グアム島	6月下旬 ～ 7月中旬
	パガン島	7月中旬 ～ 7月下旬
	サイパン島、テニアン島	8月中旬 ～ 8月下旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 10月上旬
	グアム島	10月下旬 ～ 11月上旬

	サイパン島、テニアン島	2月上旬 ~ 2月中旬
	テニアン島	2月下旬 ~ 3月中旬
パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー島、コロール州	5月下旬 ~ 6月上旬
	アンガウル島、ペリリュー島、ガスパン州	7月中旬 ~ 8月上旬
	アンガウル島、ペリリュー島、ガスパン州	9月中旬 ~ 9月下旬
	アンガウル島、ペリリュー島	2月下旬 ~ 3月上旬
マーシャル諸島	エニウェトク環礁	11月中旬 ~ 11月下旬
東部ニューギニア	東セピック州、サンダウン州	5月下旬 ~ 6月中旬
	マダン州	6月下旬 ~ 7月中旬
	モロベ州	7月中旬 ~ 8月上旬
	モロベ州、オロ州	8月下旬 ~ 9月中旬
	オロ州	9月下旬 ~ 10月中旬
	ミルンベイ州	10月下旬 ~ 11月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	5月下旬 ~ 6月上旬
	ブーゲンビル島	7月上旬 ~ 7月下旬
	ガダルカナル島、ツラギ島等	8月下旬 ~ 9月上旬
	ニューブリテン島等	10月下旬 ~ 11月上旬
	ショートランド諸島、チョイセル島等	11月下旬 ~ 12月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月下旬 ~ 2月上旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬 ~ 9月中旬
		11月中旬 ~ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、	8月上旬 ~ 8月中旬
		8月上旬 ~ 8月中旬
		9月上旬 ~ 9月中旬
		9月上旬 ~ 9月中旬

	ベンゲット州、ラウニオン州、パンパンガ州、サンパレス州、イサベラ州、カガヤン州、ケソン州、ラグナ州、バタンガス州	10月上旬 ~ 10月中旬
		10月上旬 ~ 10月中旬
		11月上旬 ~ 11月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
3月中旬 ~ 3月下旬		
インドネシア	パプア州・スピオリ島	5月中旬 ~ 5月下旬
	パプア州・ジャヤプラ市	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノクワリ等	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オーストラリア、北ボルネオ、モンゴル、樺太・千島、ミクロネシア連邦、ギルバート諸島	5月下旬 ~ 3月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域6班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月中旬 ～ 2月下旬
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島等	11月頃
パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー島	11月下旬 ～ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	9月頃 ～ 10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	9月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州	2月下旬 ～ 3月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	7月下旬 ～ 8月中旬
	ブーゲンビル島	3月上旬 ～ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月中旬 ～ 7月下旬
		9月中旬 ～ 9月下旬
その他	バヌアツ、モンゴル、樺太・千島、バングラデシュ、ギルバート諸島	8月頃 ～ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

## 2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

### 【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。  
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬 ~ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ~ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ~ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬 ~ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

### 【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。  
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬 ~ 8月上旬
		7月下旬 ~ 8月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬 ~ 9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。なお、国際情勢の影響等を踏まえ、中止又は延期する可能性がある。

### 3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、令和 2 年 4 月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。  
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

### 4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。  
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、2 埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。  
中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。  
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

## 5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方（令和2年8月厚生労働省社会・援護局）」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和4年度はトラック諸島での実施を計画している。

## 6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）の他に、厚生労働省自らがDNA鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに分析施設を設置し、令和4年度中の稼働を予定している。令和2年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

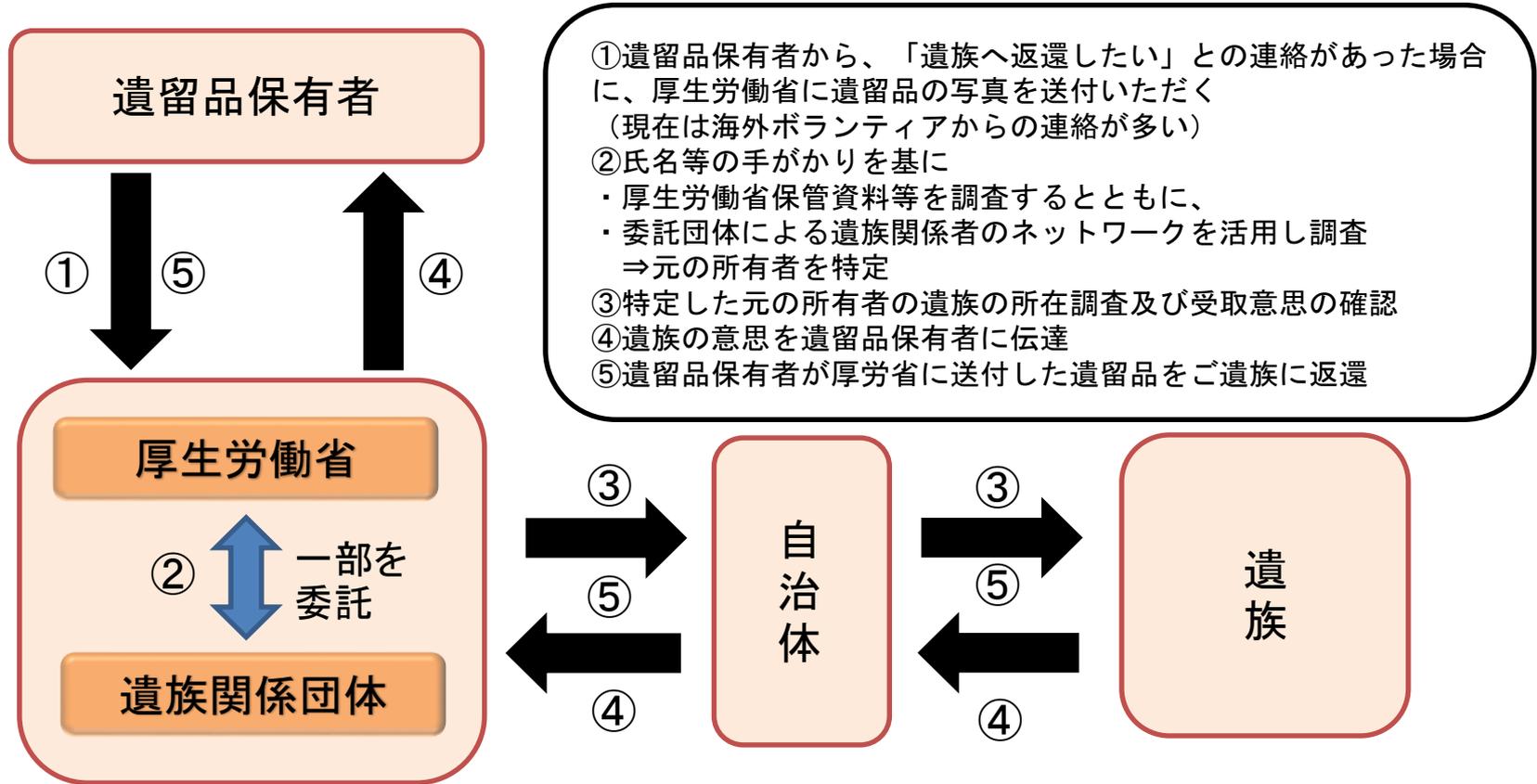
## 7. その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。

# 戦没者の遺留品調査・返還業務について

業務の概要:

戦没者の遺留品について遺留品保有者から「遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、下記の流れに沿って調査・返還業務を実施している。



【参考】直近の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数(新規)	365	318	439	430
遺族へ返還した件数	61	82	157	102
元の所有者が特定できなかった・遺族受領辞退等の件数	194	366	515	363